

静岡県生活交通確保対策協議会 路線バス退出の手続き

道路運送法、道路運送法施行規則、静岡県生活交通確保対策協議会運営要領の規定に基づき、9月末までに路線バス退出の申出を行う。

○ 道路運送法

第十五条の二

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前(旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その三十日前)までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

○ 道路運送法施行規則

第十五条の四

法第十五条の二第一項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- 二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。)において協議が調つた場合
- 三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

※「地域協議会」→「静岡県生活交通確保対策協議会」を指す。

○ 静岡県生活交通確保対策協議会運営要領

1 協議事項

要綱第3条に定める協議事項は、次に掲げるとおりとする。

(2) 具体的な路線に係る生活交通の確保に関すること

乗合バス等事業者及び市町からの申出に対して、具体的な路線に係る生活交通の確保のため、次に掲げる事項について協議する。

- ア 輸送サービスの範囲及び形態（路線バス、乗合タクシー及び市町自主運行バスの活用）について
- イ 輸送サービスの水準（運行ルート、運行回数及び運行時刻）について
- ウ 輸送サービスの提供主体（運行の委託を行う場合は受託主体を含む。）について
- エ 輸送サービスの提供に公的支援が必要な場合には、その額及び分担方法について
- オ 静岡県地域間幹線系統確保維持計画及びその事業評価に関する事項について

2 申出

1の(2)に掲げる、乗合バス等事業者及び市町が行う申し出とは、次のとおりとする。なお、乗合バス等事業者及び市町は、申し出をする路線に係る関係者に対して、申し出内容をあらかじめ説明しておくものとする。

(1) 申出の種類

ア 退出意向の申出

- (ア) 乗合バス等事業者からの、路線バスに係る路線休廃止の意向の申出（道路運送法第15条の2の規定により、旅客の利便を阻害しないと認められ、休廃止の届出を30日前までに短縮できる路線であるか否かを問わない）
- (イ) 乗合バス等事業者からの、路線バスに係る運行系統廃止の意向の申出（運行系統廃止によって、当該路線の運行本数の3分の1以上の減便となる場合に限る。）

(ウ) 市町からの、市町自主運行バスに係る路線休廃止又は運行系統廃止の意向の申出

- イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出
乗合バス等事業者からの、事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出
- ウ 市町がバス等を運行する旨の申出
市町からの、バス等を運行する旨の申出

(2) 申出の時期

ア 退出意向の申出 (様式第1号)

2の(1)のアの申出を行おうとする乗合バス等事業者又は市町は、路線又は運行系統の休廃止の予定日の6か月前までに、様式第1号により、会長に申出を行うものとする。申出の時期は、9月1日から9月30日まで及び3月1日から3月31日までの期間とする。

イ 事業者単独での旅客自動車運送事業の継続が困難である旨の申出 (様式第1号)

2の(1)のイの申出を行おうとする乗合バス等事業者は、生活交通確保計画への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第1号により会長に申出を行うものとする。

ウ 市町がバス等を運行する旨の申出 (様式第2号)

2の(1)のウの申出を行おうとする市町は、生活交通確保計画への掲載を希望する年度の前年度の9月1日から9月30日までの期間において、様式第2号により会長に申出を行うものとする。